

鳥取縣公報

昭和十六年九月二日

火曜日

第千二百六十四號

縣令

◆鳥取縣令第四十三號

昭和十年十二月二十日縣令第四十八號賣藥部外品免許其ノ他ノ手數料徵收規程中左ノ通改正ス

昭和十六年九月二日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

第一條中

一 「產婆試驗手數料 金貳圓」トアルヲ「保健婦並產婆試驗手數料 金貳圓」ニ

一 「看護婦（看護婦規則ノ準用ヲ受クル者ヲ含ム）免許手數料 金五拾錢」トアルヲ「保健婦並看護婦（看護婦規則ノ準用ヲ受クル者ヲ含ム）免許手數料 金五拾錢」ニ

一 「看護婦（看護婦規則ノ準用ヲ受クル者ヲ含ム）免狀再渡手數料 金貳拾錢」トアルヲ「保健婦並看護婦（看護婦規則ノ準用ヲ受クル者ヲ含ム）免狀再渡手數料 金貳拾錢」ニ

改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

◆鳥取縣告示第七百五號

昭和十六年八月二十一日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算同年度特別會計教育資金歲入歲出追加豫算並同年度特別會計小學校教員加俸資金歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十六年九月二日

00040

鳥取縣知事
八
田
三
前

00041

歲入合計		四四一、五八五
歲出	常部	三項社會事業諸費
第五款 警察廳舍修繕費	費	社會教育費
第七款 教育費	費	二、五〇〇
第一項 師範學校及八頭高等女學校費	三、〇〇〇	第一項社會教育諸費
第十一項 勸學事業諸費	三、五〇〇	第二項社會教育費
第十款 勸業費	四、二九六	第三項社會教育費
第二項 農事試驗場費	四三、二九六	第四項社會教育費
第四項 農產物檢查所費	一、〇〇〇	第五項社會教育費
第七項 蠶業試驗場費	九〇、三九二	第六項社會教育費
第八項 蘿檢定所費	一、三〇〇	第七項社會教育費
第九項 種畜場費	七、三三五	第八項社會教育費
第十四項 產業獎勵費	六五〇	第九項社會教育費
第十五項 勸業諸費	六四、八〇〇	第十項社會教育費
社會事業費	二、一五〇	十一項社會教育費
社會事業費	一、八三〇	十二項社會教育費
社會事業費	三、八三〇	十三項社會教育費
歲出	常部	歲出
第一項 土木費	八一、〇〇〇	第一項社會教育費
第四項 道路費	一九、五五〇	第二項社會教育費
第五項 橋梁費	五五、四五〇	第三項社會教育費
第十項 災害防除施設費	六、〇〇〇	第四項社會教育費
第二款 教育費	二二、四七六	第五項社會教育費
第四項 農業學校費	三、五〇〇	第六項社會教育費
第六項 盲聾啞學校費	六〇〇	第七項社會教育費
第七項 師範學校費	八、三七六	第八項社會教育費
第一項 勸業費	一一、五〇〇	第九項社會教育費
第一項 勸業費	一一、五〇〇	第十項社會教育費
第一項 勸業補助費	五三、一四八	十一項社會教育費
第一項 勸業補助費	五三、一四八	十二項社會教育費
歲出	常部	歲出
第一項 土木費	一四九、五一八	第一項社會教育費
第四項 道路費	二、〇〇〇	第二項社會教育費
第五項 橋梁費	二、〇〇〇	第三項社會教育費
第十項 災害防除施設費	二二、四七六	第四項社會教育費
第二款 教育費	三、五〇〇	第五項社會教育費
第四項 農業學校費	六、〇〇〇	第六項社會教育費
第六項 盲聾啞學校費	八、三七六	第七項社會教育費
第七項 師範學校費	一一、五〇〇	第八項社會教育費
第一項 勸業費	一一、五〇〇	第九項社會教育費
第一項 勸業費	五三、一四八	第十項社會教育費
第一項 勸業補助費	五三、一四八	十一項社會教育費
歲出	常部	歲出
第一項 土木費	一四九、五一八	第一項社會教育費
第四項 道路費	二、〇〇〇	第二項社會教育費
第五項 橋梁費	二、〇〇〇	第三項社會教育費
第十項 災害防除施設費	二二、四七六	第四項社會教育費
第二款 教育費	三、五〇〇	第五項社會教育費
第四項 農業學校費	六、〇〇〇	第六項社會教育費
第六項 盲聾啞學校費	八、三七六	第七項社會教育費
第七項 師範學校費	一一、五〇〇	第八項社會教育費
第一項 勸業費	一一、五〇〇	第九項社會教育費
第一項 勸業費	五三、一四八	第十項社會教育費
第一項 勸業補助費	五三、一四八	十一項社會教育費

00042

第十八款	中小河川改良事業費本年度支出額	四〇、〇〇〇	第三款	繩越金	三、七五〇
第二項	小松谷川改良事業費本年度支出額	四〇、〇〇〇	第一項	繩越金	三、七五〇
第二十七款	森林治水事業費	三、一五〇	入		
第四項	民有林計畫施業獎勵費	三、一五〇	歲入		
第三十四款	事變費	六九、七二一	歲合計		
第三項	教育費	八、八〇〇	歲出		
第四項	勸業費	六〇、九二一	歲用		
第五十四款	雜出	一四、三〇四	歲金		
第一項	過年度過納下戻金	一五四	獎金		
第二項	過年度返納金	一二、四五五	獎勵金		
第三項	米穀增產設耕地事業費	五、八九四	運用金		
第五十七款	米穀增產設耕地事業費	五、八九四	第一項	一般會計運用金	三、三〇〇
第一項	臨時桑園開田耕地事業費	八七四	第一款	國庫補助金	三三、〇五二
第五十八款	臨時桑園開田耕地事業費	八七四	第一項	小學校教員費國庫補助金	三二、〇五二
第一項	臨時桑園開田耕地事業費	八七四	歲入	歲出	歲入
歲出	臨時部計	二九二、〇六七	歲合計	歲合計	歲合計
歲出	昭和十六年度特別會計教育資金	四四一、五八五	歲出	歲出	歲出
歲出	歲入追加撥算		歲入	歲入	歲入

◆鳥取縣告示第七百六號

産婆登録名簿訂正者左ノ如シ

住所 鳥取縣八頭郡智頭町大字大呂三三四番地

昭和十六年九月二日

昭和十六年八月二十三日住所變更ニ依リ名簿訂正方出願ニ對シ

昭和十六年八月二十五日訂正

平 尾 美 世 枝

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第七百七號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年九月二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名稱 東亞特種耐久防水紙加工組合
- 二 構成員タル資格 地區内ニ於テ和紙加工品ノ製造及販賣ヲ營む者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

一
本表各製品ノ使用原紙ハ手漉仙貨紙一號品（昭和十六年二月商工省告示第百五十三號ニ定ムルモノ）中ニ混糸網ヲ漉込ミタルモノ（貯藏用繭袋ヲ除ク）ニシテ布付キノモノノ價格トス但シ貯藏用繭袋ハ手漉仙貨紙二號品ヲ使用スルモノトシ國策型帶芯ハ使用原料楮又ハ桑皮七〇%以上殘餘ハ半生漉截落（昭和十六年三月商工省告示第一百三十四號ニ定ムルモノ）ヲ使用シタルモノノ價格トス

二 本表製品ト同一品質ノモノニシテ規格ニ満タザルモノハ本表價格ノ割下ゲトス

三 生産者最高販賣價格ハ生産者所在市町村ノ買主へ販賣スル場合ハ買主店先渡價格トシ其他へ販賣スル場合ハ賣主最寄驛貨車乘渡價格トス

甲辰卷首

五 小賣業者最高販賣價格八賣主店先渡裸價格下八

(口) 實施ノ日 昭和十六年九月三日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スエトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合事務所及組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

◆鳥取縣告示第七百八號

東伯郡畜産組合米子市
西伯郡畜産組合二對シ左ノ通淀江臨時家畜市場開設ノ件九月一日付許可セリ

昭和十六年九月二日

00046

鳥取縣知事 八田三郎

- | | |
|---------------|-----------------|
| 一 市場ノ名稱 | 淀江臨時家畜市場 |
| 二 位 置 | 西伯郡淀江町大字淀江字新地畑 |
| 三 開設者氏名 | 東伯郡畜産組合米子市畜産組合 |
| 四 開設ノ日時 | 昭和十六年九月二十二日 一日間 |
| 五 取扱家畜ノ種類 | 駒 |
| 六 家畜ノ賣買交換禁止區域 | 東伯郡 一圓 |
| 七 家畜ノ賣買交換禁止期間 | 市場開催日及其開催日ノ前日 |

七 家畜ノ賣買交換禁止期間

市場開催日及其開催日ノ前日

東伯郡

一圓

00047

彙

報

經濟事犯を絶滅せよ

違反處罰は強化された

縣民自覺の徹底を望む

(經濟警察課)

しかし他の一面にはまだ／＼儲け一點ばかりの古い考へから脱しきれないで、儲けるためには手段方法を選ばない、自分さへ儲ければ人はどうでもよいといふやうな考への者も尙あるとを絶たないことは遺憾である。

そもそも我が經濟界は事變の進むと共に統制が次第に強化されて來たのであるが、とかく戰争にはつきものゝ物價騰貴や物資不足の傾向をねらつて、營利に餘念のない一部の者の間には、統制の裏を潜る闇取引其の他の統制違反が行はれるに至つた。しかしかる經濟事犯は戰時下の經濟界を攪亂して、國家の目的達成に非常な害毒を與へることはいふまでもないことであつて、少し賣れ行きがよくて儲のありそうなものを見つけると公定價格等を無視して之を手に入れ、これをひそかにいろ／＼な方面に賣却して自分一人が多額の利益を貢ると云ふやうなことになると、市場にあるものも自然と闇に引き入れられて普通の正當な商法ではその品物は買へなくなつてしまひ、戰時下大切な生産擴充はもとより、一般國民の生活にも非常な障害を及ぼすに至るのである。

當局としてはこの恐るべき闇取引等の統制違反を未前に防止する爲に、統制の趣旨や内容の理解によつて國民の協力を得るやう種々の手段を講ずると共に、一面違反であることを知りながら私益の爲にこれを犯すやうな者に對しては、斷乎としてその檢挙を勵行して來てゐるのであるが、其の後この惡質な違反者が跡を絶たぬばかりか、中にはやり方が追々巧妙複雑になつて、その數も年と共に増加する傾向にあつたのである。

然るに最近に於けるこの種の統制違反の傾向について見ると、その原因や動機に於て、物資不足や配給機構の不備からやらむを得ず行はれたといふやうなものよりも、寧ろ大部分は國民の戰時經濟に對する認識の不足、及び經濟事犯に對する刑罰が比較的軽い爲であると思はれる點も多かつたので、今春これらに對する罰をある程度引上げられたことは既に衆知の通りである。

いま簡単にその改正の要點を記すと、國家總動員法に基いて物資や物價の統制を行ふ爲に出された命令、例へば價格等統制令の違反等に對しては、從来は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金であつたのを、十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に引上げられ、又輸出入品等臨時措置法に於ても從来一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金となつてゐたのが七年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處せられることになり、總動員法及び臨時措置法による

もののいづれも犯罪の情狀によつては體刑罰金刑の兩方を一度に課し得ることとなつたのである。

次に刑法改正によつて、戰時天災其の他の事變に際し、暴利を得ることを目的として、金融界を擾亂したり生産や配給を阻害したり、又はその他の方法によつて國民經濟の運行を著しく阻害する處のある行爲をしたものは無期又是一年以上の懲役に處せられ、情狀の悪いものには尙その上に十萬圓以下の罰金をも課することが出来るやうになつてゐる。

經濟事犯は他の一般犯罪にも増して非難されるべきものである。

即ちたとへば闇取引が行はれることは、他の眞面目な業者や一般國民を苦めるばかりでなく、國家にまで大損害を與へて延いては戰時經濟の遂行を阻害し、聖戰目的の完遂をも妨害する非國民的行爲である。

當局に於てはさきにもいふ如く國民がよくその意味を諒解納得して、かゝる非國民的行爲の絶滅することを期し、尙違反する者

に對しては徹底的にこれを糾撻して居るのであるが、縣民各位に於ても經濟統制の趣旨をよく理解して互に不自由を忍び、力を費せて國策の遂行に寄與しなければならないのである。

今や經濟統制は全面的に強化されて、國民の日常生活は相當窮屈になつたのではあるが、歐洲交戰國の現状に較べるとまだよく餘裕のあるものである。世界に誇る強烈な愛國心を有する我が國民がこれ位の統制に負けるやうでは、萬邦無比の皇國を築き上げて吾々に傳へた先祖に對して申しわけなく、又砲煙彈雨の中に死を踏して活躍しつゝある第一線の同胞に對してもまことに相濟まぬ次第である。

かゝる重大な時局に當つて、國民の一人と雖も眼前の利害の爲に國家の統制を素し、法を犯して國の大事を忘れるやうな者があれば、それこそ銃後一億の團結を害する憎むべき行爲といはねばならない。

この際縣民はよく現下の非常時局を認識して法令の示す所を守り、各自の持場に最善を盡し、所謂職域奉公に努めて互に勵まし合ひ戒しめ合つて統制違反の絶滅を圖り、高度國防國家の經濟が立派に遂行出來るやう更に一段の努力と覺悟を新にしなければならないのである。

時局の進展と共に食糧增産の要益々緊切なる折柄、本縣では各種主要農產物の增産について官民心を一にし力を戮せて懸命の努力を拂つてゐるのであるが、本年八月一日現在を以て調査した本縣春植馬鈴薯は作付面積五百四十六町五段に較べると三十町七段(五分六厘)の増加であり、前年の同實收高百四十萬一千五十二貫に較べると十萬二千三百三十八貫(七分三厘)の増加となつてゐる。(なほ本縣では從來秋植にかかるものは僅少である。)

蓋し本年の春植馬鈴薯の作況は、植付以來氣候が概ね適順であつて稍々良好な生育を遂げたのであつたが、收穫期に當つて降雨が久しく續いた爲多少病蟲害の發生を見、又腐敗したものもあつたのであるが、作付面積の増加等によつて右のやうに增收を見る。

春植馬鈴薯豫想收穫高

作付面積	五百七十七町歩餘
豫想收穫高	百五十萬貫餘

(統計課)

べき豫想に至つたことは國家の爲慶賀にたる次第である。

△この豫想收穫高を縣丁君市別に示せば次の通りである。
増減（△印減

今この豫想收穫高を縣下郡市別に示せば次の通りである。

文部省紹介レコード

(社會教育課)

都市別	作付面積 段	収穫高想 段	前年春植及秋收 面積ニ比シタル	
			前年春植及秋收 面積ニ比シタル	前年春植及秋收 面積ニ比シタル
鳥取市	一堯	一堯	二三三	二三三
米子市	二七三	二七三	二六〇、六〇〇	二六〇、六〇〇
岩美郡	九五七	九五七	一四一	一四一
八頭郡	一、七一四	一、七一四	三三、三五五	三三、三五五
氣高郡	九七七	九七七	四五、四五	四五、四五
東伯郡	九七	九七	△	△
西伯郡	五一	五一	五	五
日野郡	一、五〇、九〇〇	一、五〇、九〇〇	二四、一五五	二四、一五五
計	五、七二二	五、七二二	三三、三五五	三三、三五五
	一、五〇、九〇〇	一、五〇、九〇〇	一〇四	一〇四
	三三	三三	一一一	一一一
	九五〇	九五〇	三一、三五五	三一、三五五
	〇	〇	一〇一、一五八	一〇一、一五八

捨身で國防

新身下探證

昭和十六年九月二日印刷
昭和十六年九月二日發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

△瑞穂の踊り幸	西川好次郎作詞 岡崎恒雄作曲 山村晋平作詞	一枚 ピクタ
△潜水艦の歌	米山忠雄作詞 越智孝次郎作曲 竹野秋人作詞	一枚 ピクタ
△日本盆踊り	飯田景應作曲 山口孝次郎作曲編曲 上原敏子他二名	一枚 ピクタ
△みんな輪になれり	倉若晴生作曲 山口孝次郎作曲編曲 上原敏子他二名	一枚 ピクタ
△海のリズム	梅田健作詞 古關裕而作曲 藤山一郎演奏	一枚 ピクタ
△納稅奉公の歌	深海善次作曲 片面	一枚 ピクタ
△婦人報國歌	佐藤ニイ子竹部フミヨ作詞 申仲平作曲 宮城しのぶ演奏	一枚 ピクタ
△嫁ぐ日近く	岡部南部たか作曲	一枚 ピクタ
一枚	一枚	一枚
J O	一枚	一枚
一一三一四	一枚	一枚

			曲詞曲詞
			勝太郎他四名演奏
一枚	一枚	ビクタ	A 四二二〇一
一枚	片面	上原敏子他二名演奏	T テイチ
一枚	片面	關種子他二名演奏	三六八ク
一枚	藤山一郎演奏	ボリドール	三〇八一
一枚	片面	アビランビア	六九三ア
一枚	輕音樂團演奏	アビクタ	四二二二
一枚	竹部フミコ作詞	アビクタ	四二二一
一枚	城南伸平作曲	アビクタ	四二二〇
一枚	城のぶ演奏	アビクタ	四二二九
J	一三一		
O	四三		

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.